福島県災害時交通マネジメント検討会
設立趣意

近年、激甚化・頻発化する地震や豪雨災害等により、交通ネットワークが甚大な被害を受けた場合、被災地域の復旧活動、日常生活、経済、産業活動、に大きな影響を及ぼす恐れがある。

福島県内においては、東日本大震災、令和元年東日本台風、福島県沖地震など交通ネットワークが甚大な被害を受ける災害が繰り返され、日常生活、経済、産業活動等に影響を及ぼす事態が生じており、その対応は喫緊の課題となっている。

このため、被災後速やかに交通情報の共有、渋滞緩和及び交通抑制の検討・調整を実施することにより、災害復旧活動の進捗を図るとともに、被災地の日常生活及び経済活動への影響を最小限に留めることが必要となっている。

これらに対応できるよう、日常的な協働体制を構築するための「福島県災害時交通マネジメント検討会」を設立するものである。

福島県災害時交通マネジメント検討会　規約（案）

（名 称）

第１条　　本会は、「福島県災害時交通マネジメント検討会」（以下「検討会」）と称する。

（目 的）

第２条　　検討会は、災害、交通事故等により幹線道路や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における緊急輸送の円滑化や幹線道路等の渋滞緩和を図るため、交通マネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な施策の検討・調整等を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第３条　　検討会は、前条の目的達成のため、次事項について、検討、調整及び検証を行うことを目的とする。

１）交通マネジメント施策の検討
２）交通マネジメント施策の実施に係る関係機関との調整
３）交通マネジメント施策の実施結果の検証
４）その他、必要な事項

（構 成）

第４条　　検討会は、別紙に掲げる者により構成する。

２　検討会は、必要に応じて、会長が召集する。
　なお、福島県から福島県地域防災計画に基づく開催の要請があった時は、検討会を招集するよう努めなければならない。

３　必要に応じ、市町村、公共交通事業者等の関係者の出席を求めることができるものとする。

（会長）

第５条　　検討会には会長を置くものとする。

１）　会長は、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長をもって充てる。
２）　被災地域、被災規模に応じて、郡山国道事務所長又は磐城国道事務所長がその職務を代行することができる。
３）　会長は、検討会を統括し、会議の議長を務める。

２　検討会は、知識と知見をもとに助言を頂くため、学識経験者のアドバイザーを置くものとし、会長が委嘱する。

（事務局）

第６条　　検討会の事務局は、国土交通省東北地方整備局道路部道路計画第二課、同省同局福島河川国道事務所調査課、同省同局郡山国道事務所調査課、同省同局磐城国道事務所調査課及び福島県土木部道路管理課に置く。

（その他）

第７条　　この規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、検討会の承認を得て定めるものとする。

（付 則）

１　この規約は、令和７年１２月　　日から施行する。